

第 3 . 食 中 毒

1 . 調査の目的

食中毒統計は、食中毒の患者及び食中毒による死者の発生状況を的確に把握し、また複雑な発生状況を解明するため、系統的な調査を行い食中毒事件票等を作成し、広く衛生行政、特に食品衛生対策のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 . 調査の対象及び期間

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定により医師から届け出られた食中毒患者・その疑いのある者、死者で、平成16年1月から12月までに発病し、平成17年3月31日までに厚生労働省に報告があったものである。

3 . 調査の方法及び系統

患者を診断した医師からの届出に基づき、保健所は調査票、事件票を作成し、都道府県知事等を経由して食中毒事件結果報告書を厚生労働大臣に提出する。

